

京都府いじめ防止対策推進委員会 傍聴要領

平成26年6月4日
京都府いじめ防止対策推進委員会

1 趣旨

この要領は、京都府いじめ防止対策推進委員会の傍聴に関し必要な事項を定める。

2 傍聴の手続き

- (1) 委員会を傍聴できる人数は、原則として10名とする。ただし、会場の都合等によりその人数を制限することがある。
- (2) 委員会を傍聴しようとする者は、傍聴申込書（別紙）を開会予定時刻の1時間前から30分前までに委員長に提出しなければならない。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
 - ア 酒気を帯びていると認められる者
 - イ 委員会の妨害となると認められる器物等を携帯している者
 - ウ ア及びイのほか、委員長が傍聴を不相当と認める者
- (4) (2)により傍聴申込書を提出した者の数が、(1)に定める人数を超えるときは、傍聴申込書が提出された順に傍聴人を決定する。

3 傍聴人の遵守事項

- (1) 傍聴人は、次の行為をしてはならない。
 - ア 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
 - イ のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
 - ウ 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
 - エ 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
 - オ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
ただし、事前に事務局が委員に諮って認めた場合は、この限りではない。
 - カ その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。
- (2) 傍聴人は、次のいずれかに該当する場合、速やかに退場しなければならない。
 - ア 会議を公開しないこととする決定があった場合
 - イ この要領に違反し、委員長が退場を命じた場合
- (3) 傍聴人は、傍聴後、京都府いじめ防止対策推進委員会会議の内容に関する質問や意見がある場合は、事務局（京都府教育庁指導部学校教育課）に申し出ること。

4 その他

この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。